

諮問番号：令和８年度諮問第３号

答申番号：令和８年度答申第３号

答 申 書

第１ 審査会の結論

審査請求人Ａ（以下「請求人」という。）が令和７年１１月６日付けで提起した、処分庁練馬区長が同年１０月１７日付けで行った児童育成手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（同年１１月１７日付け練総法第１１１７号。事件名「児童育成手当支給事由消滅処分取消請求事件」）について、棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第２ 事案の概要

１ 関連法令

- (1) 児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）（処分庁の令和７年１２月２６日付け「弁明書」添付書類(2)）
- (2) 練馬区児童育成手当条例（昭和４６年１０月練馬区条例第１９号。以下「本件条例」という。）（同添付書類(3)）
- (3) 練馬区児童育成手当条例施行規則（昭和４６年１２月練馬区規則第２４号。以下「本件規則」という。）（同添付書類(5)）
- (4) 児童手当市町村事務処理ガイドライン（「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成２９年３月３１日府子本第２３６号）。以下「本件ガイドライン」という。）（同添付書類(4)）

２ 本件審査請求に至る経緯

- (1) 平成２４年から令和元年までの状況（請求人に対する児童育成手当の支給）

請求人とその配偶者であったＢ（以下「元妻」という。）とは、平成２４年７月１３日、長男Ｃ（平成○年○月○日生。以下「長男」という。）と長女Ｄ（平成○年○月○日生。以下「長女」という。）（以下両名を「本件未成年者」という。）の親権者をいずれも請求人と定めて、離婚した（「審査請求書」添付書類①）。

また、元妻は、平成２４年７月１５日に都外へ転出した。

請求人は、同月１７日、処分庁に対して、本件条例に基づく本件未成年者に係る児童育成手当の申請をし、処分庁は、同年８月分からの児童育成手当の支給を開始した。

- (2) 令和元年の状況（長女の転出届の受理および取消し）

ア 元妻は、令和元年６月１１日、長女に係る同年５月３１日付け転出届（以下「令和元年転出届」という。）を、同届に係る一切の事項を請求人が元妻に委任す

る旨の委任状とともに、練馬区民事務所に対して簡易書留郵便により提出した（「審査請求書」添付書類⑤）。

また、練馬区民事務所は、長女の転出先である E 市 F 区からの長女に係る転入通知を同年 6 月 13 日付けで受理した。

イ E 市 F 区の児童手当担当は、令和元年 6 月 14 日、処分庁に対して、元妻より法第 4 条第 4 項の適用による同条第 1 項第 1 号に掲げる者（以下「同居父母」という。）として長女に係る児童手当の請求がなされており、同月分から元妻へ支給予定である旨の電話連絡をした。

ここで、本件ガイドライン第 10 条第 3 項第 5 号は、「同居父母を認定した場合は、当該同居父母以外に児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母が住所を有する市区町村に対して、同居父母の認定をする旨を連絡するとともに、様式第 8 号（以下「8 号通知」という。）により通知する」旨定めるため、練馬区民事務所は、E 市 F 区の児童手当担当に対して 8 号通知の送付を依頼した。

ウ その後、長女の転出は、権限のない者からの届出によることが判明したため、令和元年 6 月 17 日、練馬区民事務所は処分庁に対して、転出取消しになる予定である旨連絡し、長女の住民票（除票）の処理が停止された。

エ 請求人は、処分庁に対して、令和元年 7 月 5 日付け「住民票の写しの交付請求等および住民異動届に係る本人確認方法の指定の申出書」により、上記申出日から 1 年間、本件未成年者に係る住民異動届の提出にあたっては、請求人の運転免許証の呈示による厳格な本人確認を行うことを求め、異動届の提出につき代理人に依頼しない旨の意思を表示した（「審査請求書」添付書類⑤）。

オ 令和元年 7 月 5 日、長女の転出が取り消された（長女の住民票が回復した）ため、練馬区民事務所は、E 市 F 区の児童手当担当に対して、受領していた 8 号通知を返却した。

(3) 令和 2 年から令和 7 年までの状況（請求人による児童育成手当の請求、本件未成年者の親権者変更）

ア 本件規則第 14 条は、児童育成手当の受給者に対して毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に、児童育成手当現況届（様式第 8 号）および添付書類の提出を求める。

請求人は、令和 2 年 6 月 8 日、処分庁に対して、本件未成年者と同居することを内容とする令和 2 年度の児童育成手当現況届を提出した。

イ また、同月 25 日付けで、本件未成年者の親権者がいずれも元妻に変更された（「審査請求書」添付書類①）。

同年 7 月 3 日、元妻は、長女に係る平成 31 年 3 月 27 日付け転出届および長男に係る令和 2 年 5 月 13 日付け転出届（以下これらを「令和 2 年転出届」とい

う。)を提出し、練馬区民事務所は、転出先のE市F区からの本件未成年者の転入通知を令和2年7月9日付けで受理した。

その結果、上記2(3)アの現況届の内容(請求人と本件未成年者の同居)に反する事態が発生し、本件条例第4条第1項第1号および第3条第1項第1号の解釈上、支給要件を満たさない可能性が出たため、処分庁は、現況届の審査を保留とした。

ウ 処分庁は、請求人からの問合せに応じて、令和2年7月14日、児童手当および児童育成手当の額改定(減額)届と受給事由消滅届(以下これらを「両届」という。)の理由発生日を、本件未成年者に係る住民票の異動日として提出する必要がある旨説明した。

しかしながら、その後、請求人から提出された両届における理由発生日は、令和2年6月25日(親権者変更の日)となっており、本件未成年者に係る住民票異動日とは異なっていた。

そのため、処分庁は請求人に対して、両届における理由発生日を住民票異動日とするか、区民事務所で異動日を修正するよう案内する旨の手紙を送付した。

エ 令和3年3月17日、E市F区の児童手当担当から処分庁に対して、長女のEの学校への就学は令和元年5月28日であり、その後、長男も同区へ転入した旨の連絡がなされた。

オ 令和4年10月25日、処分庁は、請求人の本件未成年者に係る令和2年度の児童育成手当請求権が権利行使可能時点から2年間を経過した(法第23条第1項)ことを理由として、時効により消滅した旨の処分を行った。

カ 令和2年7月14日から令和7年9月2日までに請求人から処分庁に対して複数回提出された両届の理由発生日はいずれも令和2年6月25日とされていた。

(4) 本件処分(令和7年)

処分庁は、請求人に対して、児童育成手当の受給資格を喪失したとして、令和7年10月17日付け児童育成手当支給事由消滅通知書により本件処分を行った(同通知書の内容は、つぎのとおり。)

ア 受給資格消滅日

令和2年5月31日

イ 時効成立日

令和7年10月14日

ウ 消滅の事由

児童育成手当現況届(令和2年度)の提出後に書類の不備が解消されなかったことにより、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条第1項の規定に

基づき、支給事由を時効によって消滅とする。

(5) 本件審査請求

請求人は、令和7年11月6日付け書面により、本件審査請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は、おおむねつぎのとおりである。

令和元年転出届に添付された委任状は偽造されたものであり、長女の当時の親権者であった請求人の意思に基づかないものであった。

しかしながら、処分庁は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第32条（これは第34条の誤記と思われる。）に基づく本人確認義務を怠り、事実と反する転出届を受理したものである。

また、処分庁は、法的に無効な令和元年転出届に基づき、請求人が長女に対する監護の事実を喪失したことを理由として、本件未成年者に係る令和2年度の児童育成手当支給事由が消滅した旨の本件処分を行った。

以上のとおり、本件処分は法的根拠を欠き、児童を監護又は養育する者の生活の安定と児童の福祉向上を目的とする法や本件条例の制度趣旨に反するものであるから、違法であり、取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

本件処分は、請求人において令和2年度にかかる児童育成手当現況届の提出後、現況届記載の本件未成年者との同居の事実に変動があったため、処分庁から請求人に対して、法、本件条例および本件規則に従い、現況届の不備の是正を求めたにもかかわらず、その是正がされなかったため、地方自治法第236条第1項の規定に基づきなされたものである。

以上のとおり、練馬区民事務所において元妻が提出した令和元年転出届を当初受理したこと（同年7月5日付けで取消し）と本件処分とは無関係であり、本件処分は、適法かつ正当に行われたものであるから、本件審査請求に理由はない。

第4 審理員意見書の要旨

1 法は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している者に対する児童手当の支給につき定める。

また、児童手当の支給要件の一つとして「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母であって、日本国内に住所を有する」場合があり、さらに、「当該父または母のうち一方が当該児童と同居し、かつ、他方の父または母と生計を同じくしない場合」には、当該児童は、当該同居している父または母によっ

て監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなされる（法第4条第1項第1号および同条第4項）。

児童手当の支給対象者は、父または母とされるものの、手当による最終的な受益者は児童本人であり、上記のごとき同居の場合におけるみなし規定は、同居父母へ児童手当を支給する方がより児童の健やかな成長に資することを理由として定められたものと解される。

- 2 本件条例は、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童育成手当の支給につき定め、その細則として、本件規則の定めがある。

また、本件条例における児童育成手当の支給対象者となる一例として、父母が婚姻を解消した場合において、児童を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持）する保護者（父または母。ただし、両者が生計を同じくする場合を除く。）が挙げられる（本件条例第3条第1項第1号、第4条第2項第3号）。

本件条例において、児童および父または母の一方と同居している場合の定めはないものの、本件条例における扶養の定義に鑑みれば、本件条例においても、法第4条第4項と同様の解釈をすることが合理的である。

- 3 請求人が処分庁に対して令和2年6月8日に提出した令和2年度の児童育成手当現況届（請求人が本件未成年者と同居する内容）に関して、同月25日付けの親権者変更および新たに親権者となった元妻による令和2年転出届の提出により、本件未成年者の監護の状況および本件未成年者が請求人と同居していないという点において、その内容に変更が生じたことに争いはない。

請求人は、両届における理由発生日を本件未成年者に係る住民票の異動日として提出し、または、区民事務所にて異動日を修正する必要があるところ、本件処分までの間、かかる手続はとられていない。

そのため、請求人提出の上記現況届は、本件規則が定める要件を欠くものであり、その不備が是正されなかったことから、処分庁において、地方自治法第236条第1項の規定に基づき、請求人に対する支給事由が時効により消滅したことを内容とする本件処分が行われたことについて、違法な点は見当たらない。

- 4 また、請求人による現況届提出から令和7年10月17日付けの本件処分が行われるまでの間、請求人からは内容に不備のある両届が複数回出された事実は、提出書類に不備があった旨を処分庁が指摘した事実をうかがわせることからすると、本件処分は不当とも言えない。

- 5 なお、児童育成手当の支給対象となる児童を扶養する保護者（本件条例第3条）の認定に当たっては、父または母と児童との同居の事実の有無が重要な考慮要素となるところ（法第4条第4項、本件条例第4条、本件規則第14条第2号ならびに本件ガイドライン第10条第2項第1号カおよび第3項第5号）、長女のEの学校への就学が令和元年5月28日であり、その後長男もE市F区に転入した旨の処分庁

の主張（上記第2．2(3)エ）、すなわち、元妻と本件未成年者との同居をうかがわせる上記事実に対する請求人からの反論はない。

- 6 以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第5 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

第6 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和8年6月29日 審査庁からの諮問の受付
- 2 令和8年7月14日 審議
- 3 令和8年8月21日 審議
- 4 令和8年8月21日 答申

第7 審査会の判断の理由

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分の適法性について

(1) 争点整理

審理関係人の主張を踏まえ、本件の争点は、請求人が児童育成手当の支給要件を満たしているか、およびこれを前提とした本件処分に違法があるか否かである（本件処分に係る取消事由の有無）。

(2) 争点に対する判断

ア 法は、「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母」に対して児童手当を支給することとしており、父または母の一方が児童と同居し、かつ、他方の父または母と生計を同じくしない場合には、当該同居している父または母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなしている（法第4条第1項第1号および第4項）。

また、本件条例において、児童および父または母の一方と同居している場合の定めはないものの、本件条例における扶養の定義に鑑みれば、本件条例

においても、法第4条第4項と同様の解釈をすることが合理的である。

イ 請求人が処分庁に対して令和2年6月8日に提出した令和2年度の児童育成手当現況届（請求人が本件未成年者と同居する内容）に関して、同月25日付けの親権者変更および新たに親権者となった元妻による令和2年転出届の提出により、本件未成年者の監護の状況および本件未成年者が請求人と同居していないという点において、その内容に変更が生じたことに争いはない。

ウ 請求人は、両届における理由発生日を本件未成年者に係る住民票の異動日として提出し、または、区民事務所にて異動日を修正する必要があるところ、本件処分までの間、かかる手続はとられていない。

そのため、請求人提出の上記現況届は、本件規則が定める要件を欠くものであり、その不備は是正されなかった。

そして、請求人の本件未成年者に係る令和2年度の児童育成手当請求権については、令和4年10月25日に権利行使可能時点から2年間を経過したことを理由として時効により消滅した旨の処分が行われており、その時効期間の経過は客観的に明らかである。その後、本件処分に至るまでの間においても当該不備は解消されていない。

したがって、請求人が本件未成年者に係る児童育成手当の支給要件を満たしていたとは認められず、処分庁において、請求人に対する支給事由が時効により消滅したことを内容とする本件処分を行ったことについて、違法な点は見当たらない。

エ 請求人は、元妻が提出した令和元年転出届が無効であることを前提として、本件処分の違法性を主張するが、令和元年転出届については、同年7月5日付けで取消しが認められていることから、本件処分の基礎となるものではない。

本件処分は、令和2年転出届に基づき行われたものであり、令和元年転出届とは別個のものである。

そのため、請求人が主張する令和元年転出届に関する事情は、本件処分の適法性に影響を及ぼすものとは認められず、本件処分とは無関係である。

オ また、請求人による現況届提出から令和7年10月17日付けの本件処分が行われるまでの間、請求人からは内容に不備のある両届が複数回出された事実は、提出書類に不備があった旨を処分庁が指摘した事実をうかがわせることからすると、本件処分は不当とも言えない。

カ なお、児童育成手当の支給対象となる児童を扶養する保護者（本件条例第3条）の認定に当たっては、父または母と児童との同居の事実の有無が重要な考慮要素となるところ（法第4条第4項、本件条例第4条、本件規則第14条第2号ならびに本件ガイドライン第10条第2項第1号カおよび第3項第5

号)、長女のEの学校への就学が令和元年5月28日であり、その後長男もE市F区に転入した旨の処分庁の主張(上記第2. 2(3)エ)、すなわち、元妻と本件未成年者との同居をうかがわせる上記事実に対する請求人からの反論はない。

3 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 宇野 康枝

委員 柴間 敬